

スキリフト料金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年一月六日

木本平八郎

参議院議長 藤田正明殿

スキーリフト料金に関する質問主意書

昭和六十一年四月二十一日参議院決算委員会において、私はスキー場におけるリフト会社の経営、特に料金の自由化について質疑を行つたが、それに関連して以下質問する。

一 (1) まず委員会審議における政府の基本的な姿勢について伺うが、委員会において政府側が調査、検討を約束した事項については、後日速やかに措置し、その結果について当該質疑者に対して、少なくとも口頭で報告するべきであると考えているが、この点について政府の考え方を伺ふ。

(2) 前述の決算委員会の質疑事項については、その後政府はいかなる措置ないしは検討を行つたか。

(3) 本件に関して地方運輸局に対し、通達ないし検討指示等が行われたと考えるが、通達等



おり、それがひいては消費者（スキーヤー）の利益を大きく阻害している。政府は料金面を自由化するとスキー場間の過当競争が発生し経営不振に陥るスキー場が出てくると懸念する面もあるようだが、現在すでにスキー場自体が過剰で、サバイバル競争が発生しており、むしろこれからは他の産業、商品と同じく優勝劣敗、自然淘汰の自由経済法則に任せべきである。政府の見解を伺いたい。

右質問する。